

## 岐阜市ごみ1/3減量活動支援実施要綱

平成27年4月30日決裁

改正 平成29年3月31日決裁

改正 平成31年3月 7日決裁

改正 令和 4年4月27日決裁

改正 令和 5年4月18日決裁

改正 令和 8年4月14日決裁

岐阜市地域リサイクル活動支援要綱（平成13年3月30日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市のごみの減量及び資源化（以下「ごみ減量・資源化」という。）の取組であるごみ1/3減量大作戦に係る市民の活動を推進するため、活動を行う団体に対して市が予算の範囲内で行う支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ1/3減量大作戦 ごみ減量・資源化指針（平成29年3月策定）に定めるごみの焼却量を平成9年度の焼却量と対比して3分の1以上削減するための6つの作戦をいう。
- (2) 活動 ごみ1/3減量大作戦に基づいて行うごみ減量・資源化の活動をいう。
- (3) ごみ1/3減量活動指導員 ごみ減量・資源化に関する学習会、イベント等において専門的な立場から指導できる者であって、市長が適当と認めたものをいう。
- (4) シビック・アクション号 ごみ減量・資源化に関する施設を見学するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者から借り上げた貸切バスをいう。

（支援の対象団体）

第3条 支援の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちづくり協議会、コミュニティセンター運営委員会、自治会連合会若しくは自治会、女性の会、子ども会、公民館運営協議会、PTA、老人クラブ又は市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置された小学校、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）
- (2) 5人以上の者で構成されている団体であって、構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(支援の対象活動)

第4条 支援の対象となる活動は、5人以上が参加する活動であって、次に掲げるものとする。

- (1) ごみ減量・資源化に関する学習会
- (2) ごみ減量・資源化に関するイベント
- (3) ごみ減量・資源化に関する施設見学及び体験会（ごみ処理施設を行程に含むものに限る。）
- (4) シビック・アクション号を利用したごみ減量・資源化に関する施設見学
- (5) フリーマーケット又は不要品交換会

2 支援の種類及び内容は、別表に定めるとおりとする。

(活動の条件)

第5条 市長は、団体の活動が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動であるとき。
- (3) 参加費その他これに類する費用（有料施設、有料駐車場等の実費に相当する費用を除く。）を徴収するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援を行うことが不適當であると認めたとき。

2 活動の参加者を傷害保険等に加入させるときは、支援を受けようとする団体がこれを行うものとする。

3 支援を受けた団体は、活動が終了した後に支援により給付した啓発品等に余りがあるときは、その啓発品等を市に返還するものとする。

(支援の申請)

第6条 支援を受けようとする団体は、岐阜市ごみ1/3減量活動支援申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第4号に掲げる活動の支援を受けようとする団体は、原則として当該活動を行う予定のシビック・アクション号を利用しようとする日の30日前までに、シビック・アクション号利用申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

(支援の決定)

第7条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援を決定したときは、岐阜市ごみ1/3減量活動支援決定通知書（様式第3号）により前条の規定による申請をした団体に通知するものとする。この場合において、市長は、当該支援に必要な条件を付することができる。

(変更又は中止の措置)

第8条 前条第1項の規定により支援の決定を受けたもの（以下「支援団体」という。）は、支援団体が行う活動について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ岐阜市ごみ1/3減量活動（変更・中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは、岐阜市ごみ1/3減量活動（変更・中止）承認通知書（様式第5号。以下「変更・中止承認通知書」という。）により支援団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により、支援の決定を受けたとき。
- (2) 第5条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 支援の決定に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、その理由を付して岐阜市ごみ1/3減量活動支援決定取消通知書（様式第6号。以下「取消通知書」という。）により当該支援団体に通知するものとする。

（支援物品等の返還）

第10条 変更・中止承認通知書又は取消通知書により通知を受けた支援団体は、市長の指示に基づき、速やかに次に掲げるものを返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) ごみ1/3減量活動指導員の派遣に係る謝礼金その他別表に定める支援に係る費用の全部又は一部
- (2) 別表に定める支援による給付を受けた物品の全部又は一部

（報告）

第11条 支援団体は、活動を完了した後、岐阜市ごみ1/3減量活動報告書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに当該活動の結果を市長に報告するものとする。

（情報通信技術を利用する手続等）

第12条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定を準用する。

- (1) 第6条各項及び第8条第1項の規定による申請 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで
- (2) 第7条第2項及び第8条第2項の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(岐阜市リサイクル学習バス運行事業実施要綱の廃止)
- 2 岐阜市リサイクル学習バス運行事業実施要綱（平成8年3月29日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

別表（第4条、第10条関係）

区分	支援の種類	支援の内容
ごみ減量・資源化に関する学習会	職員又はごみ1/3減量活動指導員の派遣	学習会における説明等
	物品の支援	次に掲げる物品の支給及び貸与 (1) 啓発品の支給 (2) 啓発用物品の貸与
	その他市長が必要と認める支援	
ごみ減量・資源化に関するイベント	職員又はごみ1/3減量活動指導員の派遣	イベントの企画及び運営に係る指導、助言、協力等
	物品の支援	次に掲げる物品の支給及び貸与 (1) 啓発品の支給 (2) 啓発用物品の貸与 (3) ごみ減量・資源化体験用品の支給
	会場の借上げの支援	会場の借上げ料（ダンボールコンポスト又は食品ロスの削減に関する講座を開催する場合に限る。）
	その他市長が必要と認める支援	
ごみ減量・資源化に関する施設見学及び体験会	職員の派遣	施設見学及び体験会の行程の調整、同行等
	物品の支援	次に掲げる物品の支給及び貸与 (1) 啓発品の支給 (2) 啓発用物品の貸与
	その他市長が必要と認める支援	
ごみ減量・資源化に関するシビック・アクション号を利用した施設見学	職員の派遣	施設見学の行程の調整、同行等
	物品の支援	次に掲げる物品の支給及び貸与 (1) 啓発品の支給 (2) 啓発用物品の貸与
	車両の借上げの支援	車両の借上げ料（1団体につき1年度1台に限る。）
	その他市長が必要と認める支援	
フリーマーケット又は不要品交換会	職員又はごみ1/3減量活動指導員の派遣	企画及び運営に係る指導、助言、協力等
	物品の支援	次に掲げる物品の支給及び貸与

	(1) 啓発品の支給 (2) 啓発用物品の貸与
その他市長が必要と認める支援	

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 啓発品 再生トイレットペーパー及び再生プラスチックを使用した製品その他のごみ減量意識を高めるための物品をいう。
- (2) 啓発用物品 市がごみ減量意識を高めるために貸与する旗、旗ざおその他の物品をいう。
- (3) ダンボールコンポスト 生ごみを堆肥化する基材の入ったダンボール箱をいう。
- (4) ごみ減量・資源化体験用品 ダンボールコンポストの体験キット、生ごみ水きりグッズその他のごみ減量・資源化を体験することができる物品をいう。
- (5) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにすることをいう。